

過去の採用試験において皆さんから寄せられた質問の中で、代表的なものについてお答えします

1 採用試験について

Q 1 学歴、性別、現役学生と既卒者、職歴、既婚等の条件によって、有利、不利がありますか？

A 1 採用試験は公平・公正に行っており、試験の受験や合否に関して、そのような条件による有利、不利はありません。

Q 2 採用試験の日程は例年いつ頃決まるのですか？

A 2 本組合の職員採用は毎年実施しているわけではなく、退職者の発生等による補充という形で不定期に実施することが多い状況です。

採用試験を実施する場合は概ね7月～9月の間に組合ホームページ等にその旨を掲載し9月～10月に試験を実施することが多くなっています。

しかし、急な退職者が出た場合等には、例年とは異なる日程で試験を実施することもありますので、受験希望の方は随時組合のホームページを御覧になることをお勧めします。

Q 3 指導員職の受験には特別な資格・免許が必要ですか？

A 3 大学、短大等でこちらの指定する学科を専攻されているか、試験実施要項に記載している資格をお持ちであるか、障がい児施設で一定の勤務経験があるかのいずれかの条件を満たす必要はあります。(詳細はホームページに掲載している採用試験実施要項でご確認下さい)

Q 4 基礎能力試験や専門試験はどのようなものですか？

A 4 基礎能力試験については、試験実施要項に記載しておりますとおり、非常に基礎的な能力を問う問題です。高校卒業程度の学力があれば、充分に対応できるレベルとなっています。

また、専門試験についても、福祉分野の基礎的な知識を問う問題となっております。

Q 5 採用試験実施要項に書かれている指導員職の受験資格のなかで、大学等での特定の学科の専攻が条件となっていますが、もう少し具体的に教えて下さい。

A 5 要項のなかでは「大学（大学院含む）、短期大学、専門学校において福祉・心理・保育に関連する学科を専攻」とありますが、各学校において、その名称や内容は様々になっています。ここでは具体的に今回の受験資格に適合する学科等の例として下記に記載しますが、判断が困難な場合は組合総務課までお問い合わせ下さい。なお、学科やコースの専攻ではなく、一般教養課程での関連科目の単位取得のみの場合は、該当しませんのでご了承願います。

| | | |
|------------|--------|--------|
| 大学・短大・専門学校 | 社会福祉学科 | 児童心理学科 |
| | 介護福祉学科 | 発達心理学科 |
| | 心理学科 | 保育学科 |
| | 臨床心理学科 | |

* 名称は学科、専攻科、コース等、各学校でのものによります

Q 6 採用試験実施要項に書かれている指導員職の受験資格のなかの、障がい児・者施設での勤務という条件に該当する施設とはどのような施設ですか？

A 6 受験資格における勤務施設とは、障害者総合支援法や児童福祉法に明記されている障がい児・者支援施設等の施設のことです。高齢者の介護施設は含んでいませんが、介護福祉士の資格を持って居られる場合は該当することになります。

Q 7 合格決定の方法を教えてください。

A 7 第1次試験では、指導員職は基礎能力試験、専門試験、適性検査、作文試験及び集団面接試験を実施し、その合計点数において一定点数以上を取られた方が、第2次試験である個別面接試験受験対象者となります。

そして、第2次試験の個別面接での成績上位者の方を合格者とします。
本組合では「人物重視」の採用方針をとっています。

Q 8 合格すれば必ず採用されると考えていいのでしょうか？

A 8 原則として、最終合格は本組合職員として採用される候補者になったことを意味するにとどまり、必ず採用されるということではありません。

2 配属や業務内容について

Q 9 指導員職の場合、採用されたらどの施設に配属となるのですか？
また、採用後の配属先の異動については、どうなっていますか？

A 9 今回の採用についての指導員職の配属先は試験実施要項に記載のとおりですが、配属後には一定の年数より、職員の適性や勤務年数等を考慮して、乙訓福祉施設事務組合内の部署に異動する場合があります。

3 給与、福利厚生等について

Q 10 配属された後の給与はどのようになっていますか？

A 10 初任給については、採用試験実施要項に記載しておりますが、採用された時点での学歴、職務歴等により、一定のものにならないことがあります。

また、その他の手当として、期末・勤勉手当（6月、12月）、扶養手当、住居手当、通勤手当などを、それぞれの要件に応じて支給します。

Q 11 結婚、出産、介護の機会があっても仕事は続けられますか？

A 11 本組合では結婚、出産、介護などの特別休暇や育児休業等の制度があり、そのような機会を迎えても仕事が続けられる体制を取っています。

Q 12 休暇制度はどうなっていますか？

A 12 年次有給休暇は年20日あり（初年度4月採用は15日）、未使用日数は20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。取得は時間単位又は日単位のどちらでも可となっています。このほか、夏期休暇（5日）等各種の特別休暇があります。

Q 1 3 その他の福利厚生全般については、どのような仕組みになっていますか？

A 1 3 本組合の職員は地方公務員となるため、健康保険、年金は地方公務員共済組合の制度が適用されます。また、京都府市町村職員厚生会に加入していますので、そちらの福利厚生サービスを受けることができ、また、組合独自の職員互助会も有ります。